平成26年度 包括外部監査結果の概要

1 包括外部監査とは

地方公共団体の監査機能の専門性を強化するため、地方自治法に基づき、公認会計士等一定の資格を有する外部の専門家と契約して行う監査。

監査対象となる県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、「地域住民の福祉の増進と地方公共団体の効率性」や「地方公共団体の組織・運営の合理化と規模の適正化」を達成するために、外部監査人が必要と認める特定のテーマについて年1回以上行う。

2 包括外部監査人

包括外部監査人 首藤 慶史(公認会計士)、補助者9名

3 平成26年度テーマ

委託契約に係る財務事務の執行について

4 監査の着眼点

- ・県全体や所管各部局における委託契約管理は適切に行われているか
- ・委託契約の事務手続きが法令等に準拠して適正に行われているか
- ・委託契約金額の積算は十分な根拠に基づいて合理的に行われているか
- ・委託先の選定は客観的で、経済性及び有効性を追求するものであるか
- ・委託契約の入札制度や随意契約手続きは適正に履行されているか 等

○「監査の結果」と「意見」

「監査の結果」…不適切であり改善措置等が求められる事項で、地方自治法上、その措置状況の公表等が必要なもの。

「 意 見 」… 監査の結果とは異なり、組織及び運営の 合理化の観点から改善が望まれるとして 提出された、監査人の一つの見識という べきもので、法的には長や議会などの関 係機関に対し応答義務等の拘束力を有し ないもの。

※ 当県では監査の結果に添えられて提出された監査人の「意見」を尊重し、「監査の結果」 と同様に「意見」についても対応し、その状況の報告・公表等を行うことで、県民への説明責任を果たしてきている。

5 外部監査の結果及び意見

いくつか改善の必要はあるが、全体的には関係諸法令等に基づき、おおむね適正に、かつ合理的に執行されていると認められる

【監査の結果:50件、意見:147件】

- ○主なもの
- ・随意契約公表制度の不遵守
- ・予定価格の事前公表制度の見直しの検討
- ・担当課における主体的・自律的な会計上のコンプライアンスの実践と会計審査のノウハウ等の活用による効率的なマネジメント
- ・大幅な仕様変更の際の事務手続き
- ・再委託手続きのあり方の検討

平成26年度 包括外部監査の主な監査の結果及び意見の措置状況(案)

1 随意契約公表制度の不遵守

	_		
監査の結果及び意見の概要	措置状況(案)	担当部局	頁
随意契約事務のより一層の透明性・公正性の推進のため、「随意契約執行指針」に基づく随意契約情報の公表を行うこととしているが、平成25年度の公開率は53.56%と全庁的に低く、制度趣旨が達成されていないため不適切である。 【結果 全般 - 1】	これまでも随意契約のガイドラインの遵守及び随意契約情報の結果公表について、文書や研修により周知徹底を図ってきたが、今回の指摘を踏まえ、報告漏れがないか、再度文書により徹底した。その結果、平成25、26年度分については、公表要領に基づき全て公表されている。また、毎月、庁内イントラネットの掲示板を通じ、制度の趣旨の周知や公表の徹底を図ることとした。	会計管理局	57

2 予定価格の事前公表制度の見直しの検討

監査の結果及び意見の概要	措置状況(案)	担当部局	頁
県では予定価格事前漏えいの不正回避など入札の透明性向上を図るため、工事等の入札において予定価格の事前公表を行っているが、 指名競争入札について、予定価格を事前に公表することにより、通常期待される競争原理や適切な積算努力を阻害する等の弊害も生じうることから、予定価格の事前公表継続の是非を検討する必要がある。 また、事前公表を継続する場合においても、公共事業発注者の責務として、弊害発生の未然防止等の方策を検討すべきである。 【意見 全般 5】	を損ねる弊害が生じないように応札者に対して、適正な積算を促すための努力は、必要なことであると考えている。 現行入札制度の点検を含め、弊害発生の未然防止策として適正な積算を促すため、工事で予定価格4千万円以上の入札で求めている「入札金額内訳書」の提出を平成28年度からすべての競争入札に提出を義務づけ、内容を審査することとした。	土木建築部	61

3 担当課における主体的・自律的な会計上のコンプライアンスの実践と会計審査のノウハウ等の活用による効率的なマネジメント

監査の結果及び意見の概要	措直状况(条)	担当部局	貝
を広く全庁的な総意で策定し、全職員に求められる会計上の共 通的な意識を「会計コンプライアンスのための行動規範」と	これまでも会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示し、注意喚	会計管理局	49

4 大幅な仕様変更の際の事務手続き

	_		
監査の結果及び意見の概要	措置状況(案)	担当部局	頁
建設工事に係る変更契約以外の委託契約におけるな変更を検討する場合、変更契約によるか、別契約すべきかどうかを明確に区別するための客観的な基め、当初設計における競争性の担保等の観点から、な変更割合となる契約については、原契約と分離すしく困難であり、かつ合理性を欠くことが明白であ	生様の大幅 建設工事の契約については、一定割合以上の金額の増減などにとして起案 より変更契約を行える基準を定めているが、内容が千差万別である 集はないた 委託契約全般については、変更事由が発生した場合に、新たな契 一定の重要 約を結ぶべきか、仕様変更によるべきかという客観的な基準を一律		66

5 再委託手続きのあり方の検討

監査の結果及び意見の概要	措置状況(案)	担当部局	頁
現状では再委託の協議が必ずしも徹底されておらず、協議により認められる再委託とは何かという質・量・額等の明確な基準が設定されていないことから、契約担当者及び委託先の再委託の可否の判断を、合理的かつ客観的に行うために必要な再委託の実効性を担保する仕組みにかかる基準や指針を、事前に明文化するなどの整備を行うことが望ましい。 【意見 全般-7】	等によるものとし、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。 なお、再委託の承認基準については、今後、国や他県の状況を参	会計管理局	68